

(法務委員会)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、裁判官のうち、判事の員数を四十人増加し千七百十七人に、判事補の員数を三十五人増加し千二十人に、それぞれ改める。

二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三人増加し、二万二千八十九人に改める。

三、この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。